

4日獣発第133号  
令和4年8月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 獣医療法施行規則の一部改正について

このことについて、令和4年8月3日付け4消安第1819号をもって農林水産省消費・安全局長から別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和4年8月1日付けで別添のとおり「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和4年農林水産省令第45号）が公布され、令和7年4月1日から施行されることとなった旨、周知の依頼があったものです。つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

記

改正内容

- 1 エックス線装置について講じなければならない防護措置として、手で保持して撮影する口内法撮影用エックス線装置の漏れ放射線を、装置表面において0.05ミリグレイ毎時以下とすることを追加（施行規則第8条第1項第1号）
- 2 口内法撮影用エックス線装置を手で保持して使用する場合には、利用線すい以外のエックス線から操作者を防護するための、取り外すことのできないしゃへい体を備えることを追加（施行規則第8条第3項第3号）



本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：山本

TEL 03-3475-1601